

産業廃棄物等収集運搬及び処分業務仕様書

(適用範囲)

本仕様書は、産業廃棄物等収集運搬及び処分業務に適用する。

(履行場所)

京都市伏見区横大路千両松町地内及び京都市伏見区久我西出町地内とし、詳細は別紙1位置図を参照すること。

(業務内容)

履行場所の産業廃棄物等（履行区域内に保管されているもの）の運搬・処分を実施する。詳細は別紙2写真を参照すること。

(委託期間)

契約日の翌日から令和8年3月30日までとする。

(受託者の負担)

本仕様書に明記されていない事項であっても、当然必要な業務の費用は受託者の負担とする。

(安全の確保)

当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。

(従業員の服装等)

従業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用させること。

(作業の完了)

作業が完了した場合は、下記の書類を速やかに提出すること。

- ・ 完了届
- ・ 実施前後の写真

(検査)

提出された書類の内容を確認し、検査を実施する。

なお、提出書類により業務完了が確認できない場合、又は不備がある場合、現地立会により検査を実施することがある。また、検査が不合格の場合、手直し作業を指示するので、完了後再検査を受けること。

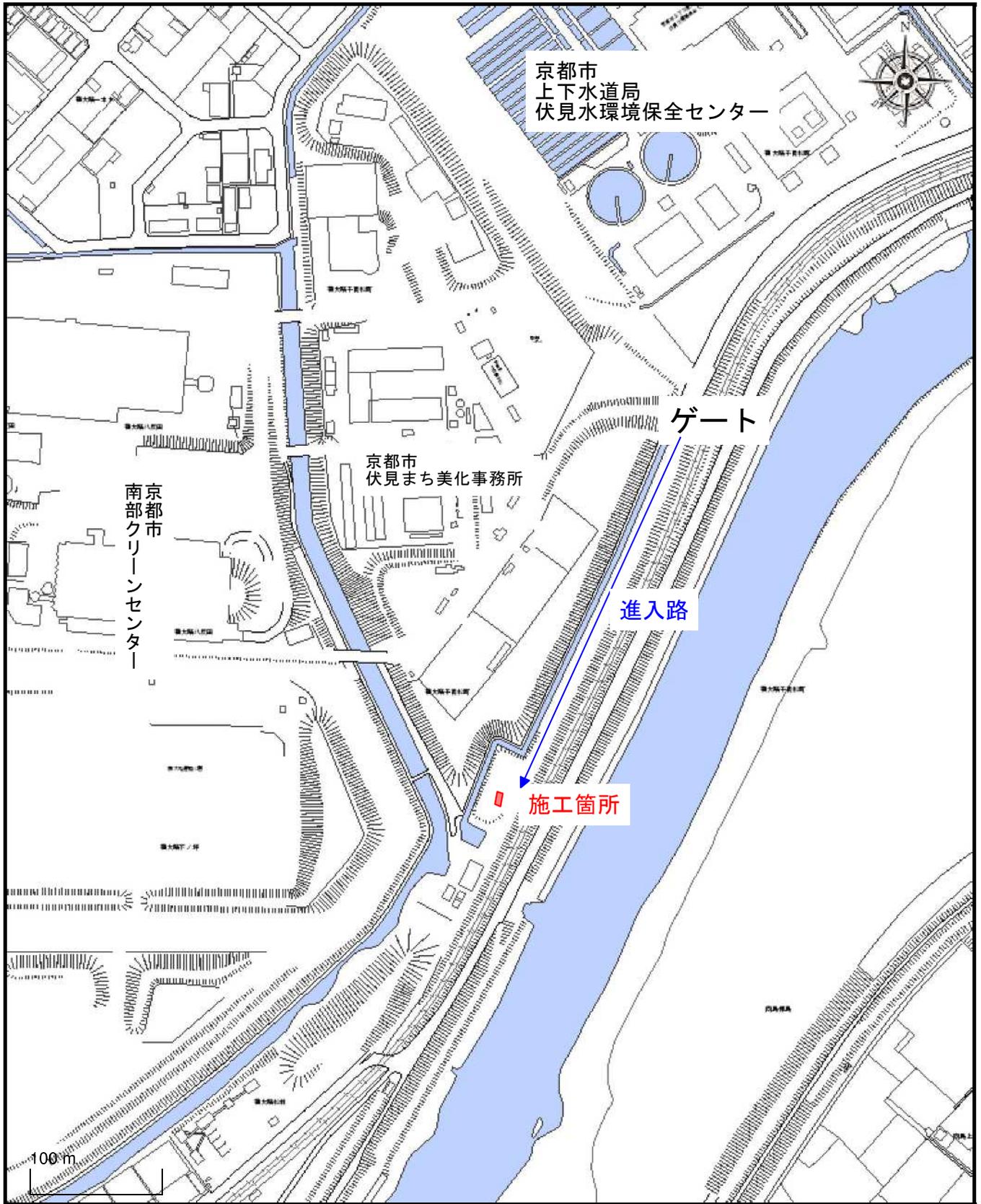
(受託者の条件)

以下の(1)～(3)いずれの条件も満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（破産者、入札を妨げる者等）に該当しないものであること。
- (2) 京都市の入札資格者名簿に登録され、京都市内に本社等の主たる事業所を設置しており、業務の履行に必要な資格を有する作業員を有していること。
- (3) 受託者は、収集運搬する産業廃棄物を対象とした廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物の収集運搬の許可を持つものであること。また、一般廃棄物の収集・運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第二条に基づくこと。

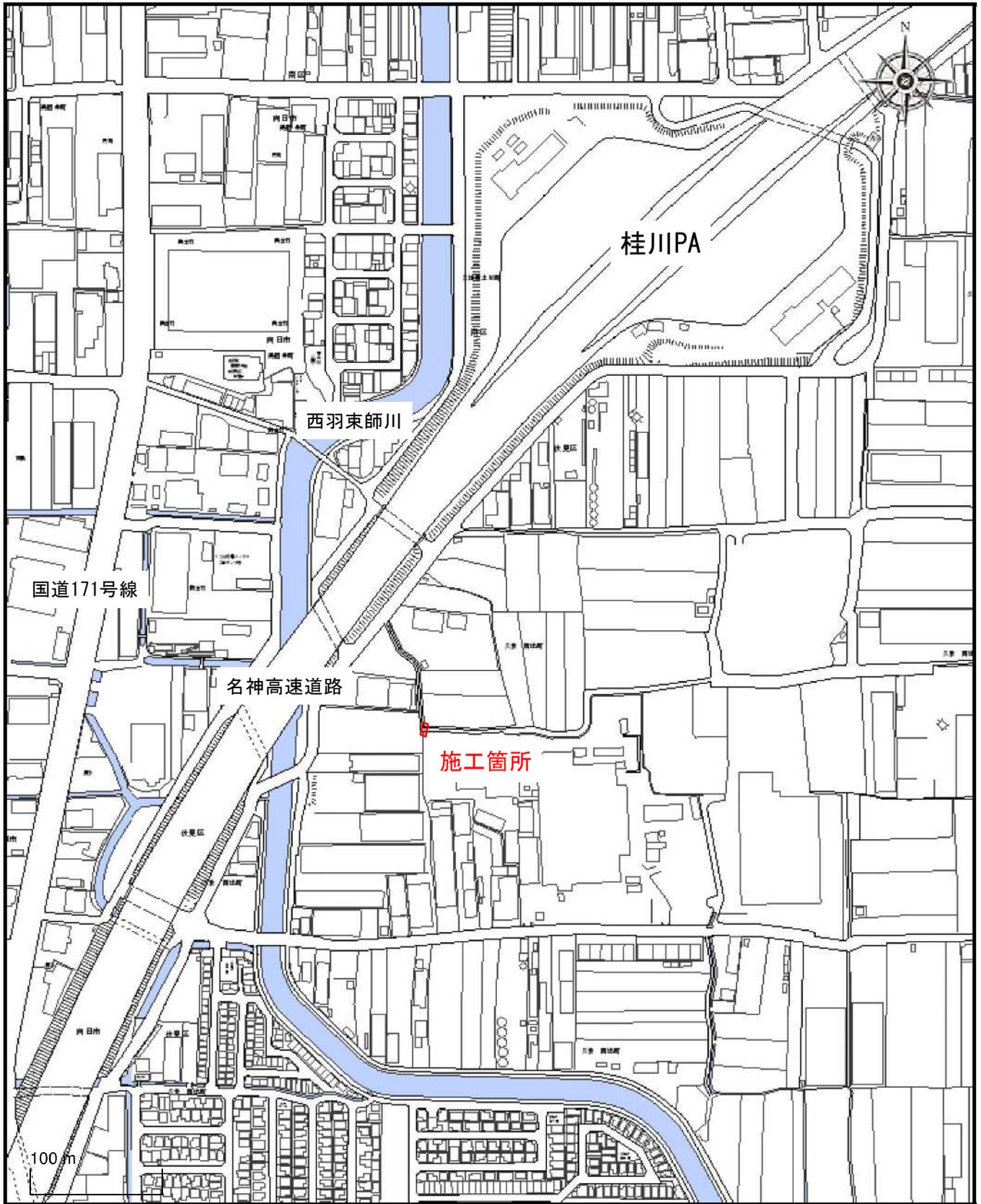
位置図

①伏見区横大路千両松町 地内



位置図

②伏見区久我西出町 地内



①伏見区横大路千両松町地内



廃棄物



可燃ごみ（枝葉）



可燃ごみ（紙・布類）・発砲スチロール・土砂等



金属類の混入有

②伏見区久我西出町地内

